

安全管理規程

(有)奥島観光

平成25年4月1日 制定

平成27年12月15日 改定

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め
相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。



(有)奥島観光 従業員一同

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の既定に基づき、有限会社奥島観光(以下「当社」という。)の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条

【安全方針】安全最優先“より安全なバスを目指して”

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCAサイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条

- 1 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。
 - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ② 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ③ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第8条

- 1 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し適格に行う。
 - ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
- 2 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙の「安全管理体制組織図」および別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条

- 1 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規程(以下「運輸規程」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、安全統括管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し、維持すること。
- ② 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
- ③ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対して周知を図ること。
輸送の安全の確保の状況について、年1回内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ④ 社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長および役員と現従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第13条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。
- 2 事故、災害等に関する報告が、社長および役員、受託会社又は関係者に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全管理統括者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制は十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び訓練に関する具体的な計画を策定し実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条

- 1 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長および役員に報告するとともに、是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送のため安全に関する業務の改善)

第16条

- 1 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 社長は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条

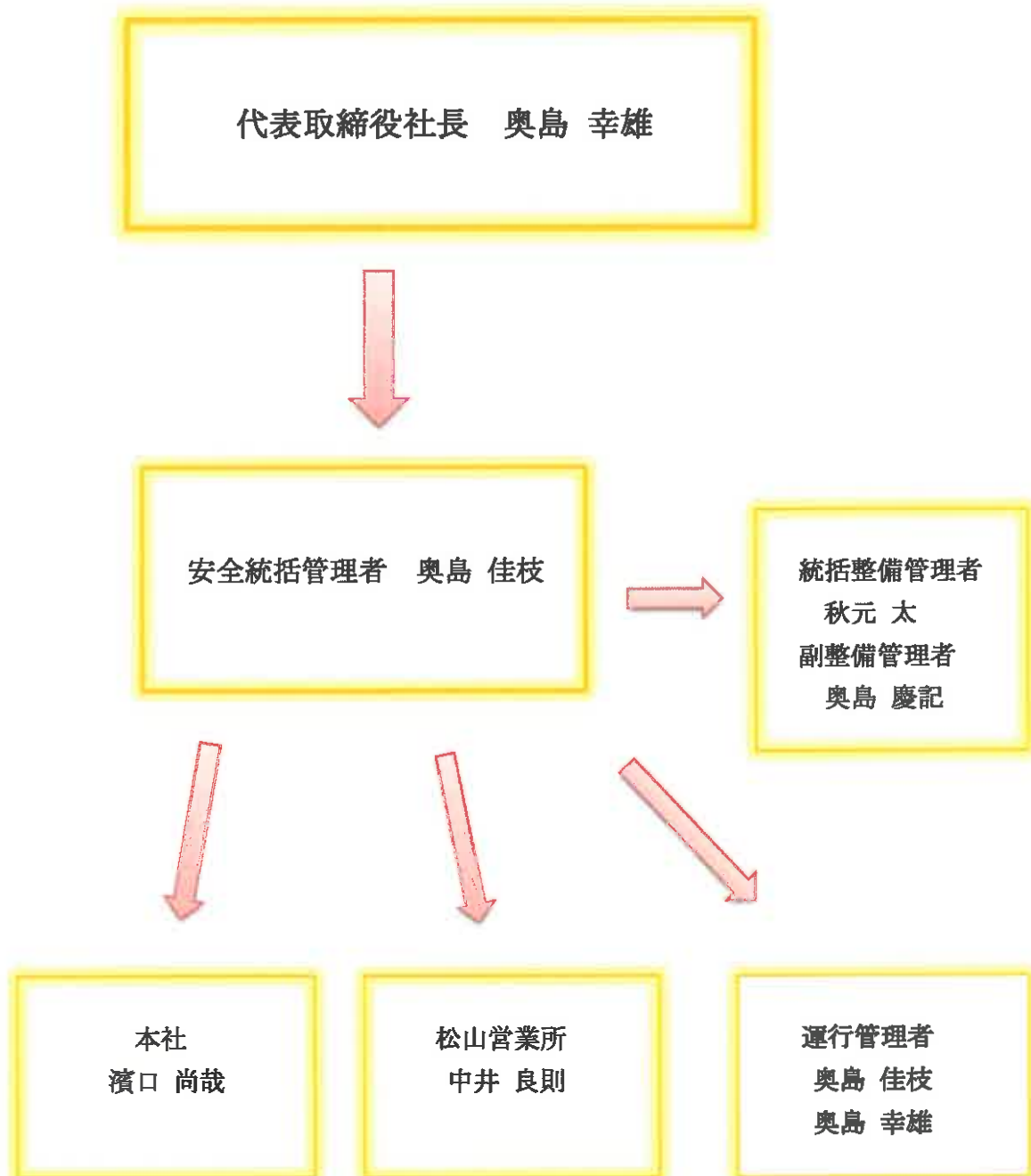
- 1 下記の事項について毎年度、公表する。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標
 - ③ 輸送の安全に関する目標の達成状況
 - ④ 安全管理規程
 - ⑤ 重大事故発生時の連絡図
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

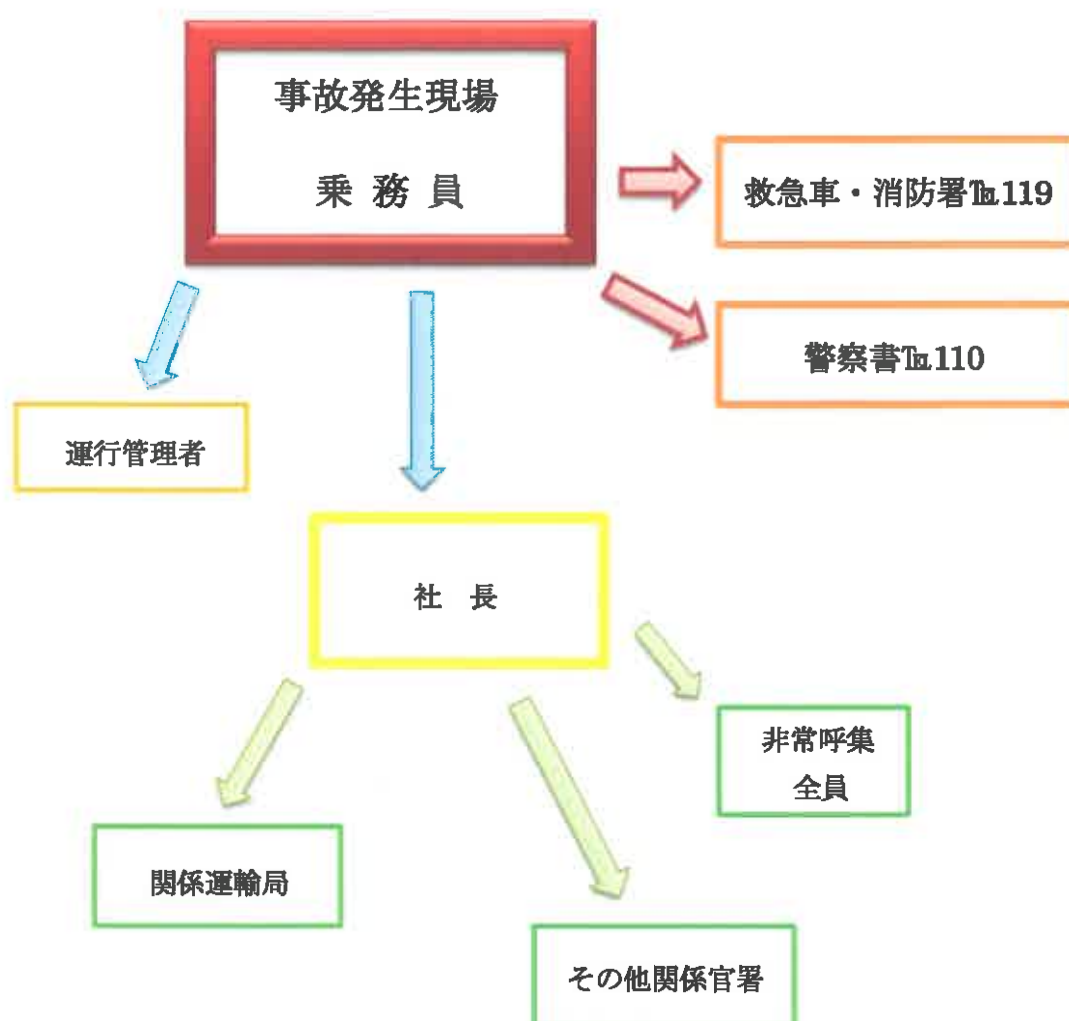
第18条

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の記録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(有)奥島観光 安全管理体制 組織図



【重大事故発生時報告及び連絡図】



※ 事故発生時の処理

乗務員は、旅客の輸送中に天災その他の事故により旅客が負傷し、又は死亡した時は、次に示す事項を実施しなければならない。

1. 速やかに応急手当、その他必要な救護措置を講ずる事。
2. 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
4. 遺留品を保管する事。